



ついに統合！

ポイントカード＆商品券が 町内全域で利用できます！

10月1日から、商工協同組合が運用している「うきうきポイントカード」が新しく生まれ変わり、北檜山区だけでなく町内全域の加盟店で利用できるようになります。また、先行して7月1日からは商工会の発行する商品券も統合され、町内全域で利用できるようになりました。

新しいポイントカード システムについて



▲新しいポイントカード

【新カードの申込み先】

- 商工協同組合（商工会内）
- 商工会瀬棚支所・大成支所
- お近くの加盟店

上記の場所で申込みできますので、申込書へ必要事項を記入し提出をお願いします。

※ポイント移行手続きは商工協同組合（商工会内）のみで受付となります。

新カードの利用申込と 旧カードのポイント 移行手続きについて

今年度、商工協同組合では「ポイントカードシステム導入事業」として、従来のシステムの老朽化による更新と、これまで北檜山区のみで実施してきたポイントカード事業をせたな町全域に拡大し、瀬棚区及び大成区の商業者も事業に参加することができるようシステムをリニューアルしました。そのため、新しいポイントカードが利用できる10月1日から、新しく加盟した北檜山区以外の商店などでも利用することが可能となります。

ポイントカードは従来どおり事業加盟店でのお買物の際に提示すると、お買上金額100円ごとに1ポイントが加算され、ポイントはお買物の際に1ポイント1円としてお支払いご利用できます。

カードのご利用を希望される方は申込が必要となります。（申込は左記のとおり）なお、今まで使っていたカードは申込が必要となります。（申込は左記のとおり）

現在お持ちの旧カードは、9月30日まで利用することができます。事前に新カードの発行申請を行い、新しいカードが届いたら、旧カードと一緒に持参し、商工協同組合（商工会内）でポイントの移行手続きをお願いします。ポイントの移行期間は10月1日から平成26年3月31日までとなります。そこで、移行期間を過ぎますと旧カードのポイントは無効となりますのでご注意ください。

有効期限が設定されます

新しいカードには有効期限が印字されるようになります。有効期限はカードを利用した日から2年後となります。利用するごとに期限が延び、利用しない日が2年続くとカードが失効します。有効期限は利用することにカードへ印字されます。

再発行もできます

カードの破損や紛失した際は、再発行手続きができます。

カードが破損した場合

カードが読み込み不能や文字が見づらくなつた場合には、商工協同組合において無料で再発行します。

カードを紛失した場合

紛失したカードを使用不可にし、ポイントをそのまま再発行します。

ただし、再発行手数料100円と本人確認のできる物（免許証や保険証など）が必要となります。また、カードの発行は手続きの翌日以降となります。



ギフトカードなどの新しい使い方も

◎ギフトカードとして

ポイントカードシステムにプリペイド機能が搭載され、これまで商工協同組合で発行をして、ギフトカードが新たに誕生します。ギフトカードは、紙の商品券と違い1枚のカードに希望金額分のポイントを入れたもので、使用の際も1円単位で金額が0になるまで何回も利用できることから、贈答用として利用がやすくなりました。

◎メッセージ機能で告知も

商工協同組合事務局からオンラインでメッセージを送信することで、カードにさまざまなメッセージを印字することができます。各加盟店の端末機でも任意のメッセージを入力できることから、イベントなどの告知に活用することができます。

ます。
新システムではさまざまな情報分析や顧客情報を活用した店舗独自のポイント付加ができることから、加盟店による利用者限定のイベントなども可能となり、店舗はもちろん消費者の方々にとっても利便性が向上し



せたな町共通商品券

せたな商工会では今年から北檜山区・大成区・瀬棚区の取扱ステッカー表示店で利用できる共通商品券を発行しております。



- 有効期限（発行日から6カ月間）の経過した商品券は使用できません。
- 現金及び金券と引き換えはできません
- つり銭は支払われません
- 紛失等に対し、商工会は責任を負いません

短冊・のし紙・ギフトケースは無料でサービス
※短冊などを希望の場合は事前に連絡を願います

冠婚葬祭のお返しや贈り物に…
お歳暮やお中元ギフトに…
各種賞品などにご利用ください

【問合せ先】せたな商工会 0137-84-5406／大成支所 01398-4-5300／瀬棚支所 0137-87-3435